

修正国際基準公開草案第6号「『修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)』の改正案」に対するコメント

2018年9月7日
経団連 経済基盤本部

- ・ 経団連は、修正国際基準公開草案第6号『「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」の改正案』(以下「本公開草案」)に対し、我々のコメントを提出する機会の提供を歓迎する。
- ・ 各設問に対するコメントは以下のとおりである。

質問1

当委員会は、第4項(1)に記載したIFRS第16号について、「削除又は修正」の要否を検討しました。検討の結果、当該会計基準について「削除又は修正」を行わないことを提案しています。

この提案に同意しますか。もし「削除又は修正」を行うべき項目があるとお考えの場合には、「削除又は修正」を行う項目の内容及び「削除又は修正」を行うべきと考える理由をご記載ください。

- ・ 同意する。
- ・ ただし、本公開草案第33項の説明は不十分であり、書き直しが必要と考える。
- ・ エンドースメント手続の方法(評価の方法)が従来のものから変更されており、その説明が必要である。従来のエンドースメント手続では、評価の対象とする論点を抽出し、各論点について「削除又は修正」の要否を検討、その結果を示していた。本公開草案に当てはめれば、第10項で示された単一の費用認識モデルなど、全5項目の各論点について「削除又は修正」の要否を示していたのが、従来の手続方法である。しかし、本公開草案では、各論点における「削除又は修正」についての見解を示さず、第33項で「総合的な評価」として「削除又は修正」を行わないとの結論を述べている。なぜ、従来の手続から変えたのかについて、説明が必要である。
- ・ また、「総合的な評価」としたことで、各論点の問題点がぼやけてしまい、本当に「削除又は修正」を行わないでよいのかどうかを判断するための根拠が明瞭に示されておらず、この観点からの説明も不足している。
- ・ エンドースメント手続は、従前と同じ方法で行うべきであり、仮にその対応が難しく、手続方法を変更するのであれば、変更する旨、なぜ変更後の方法とするのか、変更後の方法が最善であるとする根拠を示すべきである。

質問2

当委員会は、第4項(2)に記載した会計基準等について、「削除又は修正」の要否を検討しました。検討の結果、当該会計基準等について「削除又は修正」を行わないことを提案しています。

この提案に同意しますか。もし「削除又は修正」を行うべき項目があるとお考えの場合には、「削除又は修正」を行う項目の内容及び「削除又は修正」を行うべきと考える理由をご記載ください。

- ・ 同意する。

以上